

船舶インシデント調査報告書

令和3年10月6日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和2年12月27日 10時40分ごろ
発生場所	三重県鳥羽市神島北方沖 神島灯台から真方位358° 1,500m付近 （概位 北緯34° 33.7′ 東経136° 59.2′）
インシデントの概要	プレジャーボートアミーラは、航行中、船外機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年1月27日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート アミーラ、2.6トン（長さ6.45m） 210-55075愛知、有限会社キクチ測量設計（A社） ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力147.10kW、回転数 毎分6,000、6気筒、ボア94mm、使用燃料ガソリン、平成 24年製造
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	本船は、船長1人が乗り組み、船長の家族1人及び友人2人を乗せて航行中、船外機が異音を発生してプロペラが停止したので、航行不能と判断して118番通報を行い、救助を要請した。 本船は、来援した巡視艇にえい航されて愛知県田原市伊良湖港に着岸した。 本船は、機関修理業者が点検し、プロペラシャフトのシールが傷つき、海水がプロペラドライブ内の潤滑油に混入し、同ドライブ内のギアが焼き付いていたことが判明した。 本船は、A社が令和2年10月に購入して以来、発航前の点検がふだんから十分に行われておらず、また、プロペラドライブ内の潤滑油の点検も行われていなかった。
分析	本船は、令和2年10月に購入されて以来、プロペラドライブ内の潤滑油の点検が行われていない状態で航行中、プロペラシャフトのシールが破れ、海水がプロペラドライブ内の潤滑油に混入したことから、同ドライブ内のギアが焼き付き、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、令和2年10月に購入されて以来、プ

	<p>ロペラドライブ内の潤滑油の点検が行われていない状態で航行中、プロペラシャフトのシールが破れ、海水がプロペラドライブ内の潤滑油に混入したため、同ドライブ内のギアが焼き付いたことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、発航前点検を実施し、不具合が発見された場合は修理を行うこと。・ 船長は、プロペラドライブ内の潤滑油を定期的に点検し、劣化や水分の混入のないことを確認すること。